

平成27年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成27年9月8日）

（午前9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成27年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月11日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案12件及び報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成27年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第10号平成26年度決算に基づく歌志内市健全化比率についてを議題をといたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第10号平成26年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため数値が表示されません。

実質公債費比率は10.9%で、将来負担比率は15.5%です。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第10号は、報告済みといたします。

報 告 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第11号平成26年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題をといたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第11号平成26年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

特別会計の名称、市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会計、病院事業会計、全ての特別会計において資金不足額がないため数値が表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これで報告第11号は、報告済みといたします。

議案第36号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第36号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） 一登壇一

議案第36号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字東光2番地9。

氏名、村上智子。

生年月日、昭和51年6月10日。

提案理由は、教育委員会委員、村上智子氏が平成27年9月30日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

村上智子氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、これに同意することに決しました。

この際、ただいま再任されました村上智子教育委員会委員から挨拶をいただくため、暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

○議長（川野敏夫君） ここで、ただいま再任されました村上教育委員より御挨拶を受けたい

と思います。

よろしくお願いいたします。

○教育委員会委員（村上智子君） —登壇—

議会中の貴重なお時間をいただきまして大変恐縮に存じますが、先ほどは本会議におきまして、私の教育委員再任についての御同意を賜りましたことにつきまして、心からお礼申し上げる次第でございます。また、その重責を感じ身の引き締まる思いでございます。

私は、小学校に2人、中学校に1人を通わせる3人の子の母であり、一保護者の立場の目線で純粋に教育に携わっております。

さて、全国的には学力、体力の向上、いじめの問題解消など、さまざまな教育環境を取り巻く数多くの課題が山積みされております。また、近年は少子高齢化が進み本市におきましても少子化は著しく年々児童生徒数の減少が顕著であります。

そうした中、本市におきましては幼稚園や小学校、中学校が一体となり、さらには地域社会が一体となり子供たちを支え、育てていくことが大切だと考えております。

子供たちの学習と生活の両面をとらえ教育推進のため微力ではございますが、議員の皆様のお指導、御支援を仰ぎながら職務を全うしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（川野敏夫君） ありがとうございます。

以上で、教育委員の再任の御挨拶を終わります。

午前10時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第37号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） —登壇—

議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字神威256番地4。

氏名、板谷 宏。

生年月日、昭和26年6月13日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員、板谷宏氏が平成27年12月13日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は3年でございます。

次のページをお開き願います。

板谷宏氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 3 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第38号歌志内市コミュニティセンター条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第38号歌志内市コミュニティセンター条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市公民館を教育文化活動を促進する多世代交流及び多機能型施設とするコミュニティセンターに転用することに伴い、歌志内市公民館条例を廃止し、歌志内市コミュニティセンター条例を制定しようとするものございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市コミュニティセンター条例。

第1条は、本条例の設置についてでございます。

この条例は、市民教育・文化活動の促進及び自主的で健全な地域自治活動の用に広く供することを目的として、設置いたします。

第2条は、名称及び位置について規定しております。

センターの名称は歌志内市コミュニティセンターとし、位置は、歌志内市字本町76番地としております。

第3条は、センターの管理及び運営として、歌志内市教育委員会が行うことを規定しております。

第4条は、使用の許可について、センターを使用する際には、教育委員会へ申請し許可を受けることなどを規定しております。

第5条は使用の制限について規定しております。

第6条は、使用料についての規定でございますが、使用に際しては、別表に定める使用料を納付することとしております。

使用料については、公民館使用料を基本としながら、時間区分は1時間ごとに実際の使用時間に即した料金となるよう設定しております。

また、暖房期間の加算を行わず、使用料の計算を簡素にしております。部屋の区分につきま

しては、部屋の名称をわかりやすく改め、講堂についてはステージのみの使用や控室のみの使用も可能とし、催事と催事以外の区分も設け、可能な限り使用の実態に細やかに応じられる料金表としております。

第7条は、使用料の減免について規定しております。

第8条は、使用料の還付について規定しております。

第9条は、目的外使用等の禁止について規定しております。

第10条は、特別設備等の設置について規定しております。

第11条は、原状回復について規定しております。

第12条は、損害賠償について規定しております。

第13条は、入館の制限について規定しております。

第14条は、委任の規定でございます。

附則。

第1項は、施行期日でございます。

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

第2項は、歌志内市公民館条例の廃止でございます。

この条例の施行に伴い、歌志内市公民館条例（昭和60年条例第23号）は、廃止する。

附則、第3項は、経過措置でございます。

この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の歌志内市公民館条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為については、この条例の相当規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなすものでございます。

附則、第4項は、歌志内市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

定例会資料の1ページもあわせてごらん願います。

本条例の施行に伴い、別表1、公民館運営審議会の委員の項を削るものでございます。

附則、第5項は、議決の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正でございます。

本条例の施行に伴い、第2条第5号をコミュニティセンターに改めるものでございます。

附則、第6項は、休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例の一部改正でございます。

定例会資料の2ページもあわせてごらん願います。

本条例の施行に伴い、第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に第10号として、歌志内小学校PTAを加え、第3条第11号を歌志内中学校PTAに改めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のコミュニティセンターの条例なのですが、長い間公民館という名前が親しまれてきたと思うのですが、今回、いろいろなタイミングがあってコミュニティセンターにするよという話になっていると思うのですが、その以前からコミュニティセンターにしたほうがいいのかという声とかが今まであったのか、あったのだけれども、今回までそれがずれてきた問題点とかいったものとか、何か支障になったものがあつたのかどうなのか、それを聞きたいと思います。お願いします。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） ただいまの御質問でございます。公民館をほかの用途の広い施設に転用をできないかという課題と議論は、開館して間もなくのころからたびたびあったところでございます。その都度過去におきましては、当時、建設当時に使わせていただきました国庫補助金の関係の規定がネックになりまして公民館以外への転用がなかなか難しく今日に至っていたと、そのようなことでございます。

○7番（女鹿聡君） わかりました。

○議長（川野敏夫君） ほかに、ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この条例について機能的には内容が相当緩和されてくるという思いがございしますが、実は条例とかかわってくる事務分掌関係なのですが、当然公民館が廃止されることによって事務分掌については公民館のときには9項目あったのですが、これはコミュニティセンターの場合の事務分掌の内容については、今回は資料にも載っていないのですが、どういうことなのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） このたび、コミュニティセンター条例を制定を提案するに当たりまして、条例とそれコミュニティセンター条例施行規則を整理をいたしまして、分掌事務につきましては、施行規則のほうで定めるという整理をさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それはそれで、内容を見てみないと何とも質疑できないのですが、内容等についてはどういうふうになっているのですか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 条例施行規則につきましては、先だっの行政常任委員会の資料でも添付はさせていただいておりますが、施行規則の第3条に分掌事務といたしまして、1から6までの6項目、文章の收受、発送及び編さん保存に関する事、予算の経理に関する事、物品の収納保管に関する事、センターの使用許可に関する事、施設設備の管理に関する事、その他センターの業務に関する事、この規定を設けさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 委員会でいただいたのを私知っていて質疑しているのですが、内容は、ただ、3項目減っているのですよね、公民館時代と。それで大幅にどういうところが公民館の事務分掌と今度のコミュニティセンターの関係の事務分掌ですね、この6項目でこの事務分掌が大丈夫なのかということをお聞きしたい。

○議長（川野敏夫君） 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 失礼いたしました。

事務分掌規則に載っています公民館に関する事のうち、公民館運営審議会委員に関する事、それから公民館事業の企画実施に関する事、公民館事業の広報活動に関する事、この

3点にかかわる分掌事務が施行規則を設けるときに削除しているものでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議案第39号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第39号歌志内市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第39号歌志内市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、総合計画基本構想の策定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき事件に加えるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会の議決事件に関する条例（昭和59年条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明申し上げますので、定例会資料の3ページをごらん願います。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

第1号、総合計画の基本構想を定めること。これは本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画基本構想につきましては、従来地方自治法において議会の議決を得て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年の地方自治法の一部改正により、その策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を得るかどうかは各自体の判断にゆだねられることとなったところでございます。

現在、本年度中の総合計画の策定を目指しているところでございますが、本市といたしましては、総合計画を行政運営の最上位計画と位置づけ、目指す町の将来像を示した基本構想については法的な策定義務はないものの、引き続き策定し、市民の代表である議会の議決を得るべきであるとの考えから、地方自治法第96条第2項に基づく議会に付すべき事件に加えるた

め、条例の一部を改正するものであります。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第40号歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第40号歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、市が保有する特定個人情報について適正な取り扱い等について定めるとともに、その他所要の改正を行うため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例。

初めに、このたび行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、全ての国民に個人番号を附番する、いわゆるマイナンバー制度が実施されることとなりました。

個人番号は個人情報に該当するため、歌志内市個人情報保護条例の規定が適用されますが、今回制定された、いわゆる番号利用法では個人番号をその内容に含む特定個人情報及び情報提供等記録については、より厳格な保護措置を講ずることとしており、地方公共団体に対し番号利用法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることを求めています。これを受け、特定個人情報等の取り扱いについて番号利用法と同様に定めるため、本条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

第1条、歌志内市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次と第1条の改正については、従来歌志内市個人情報保護条例では、個人情報の訂正の請求に消去と停止の請求を含めて規定していましたが、番号利用法第31条に規定する特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえて、消去及び停止について条文中に明記するものでございます。

資料4ページから5ページにかけての第2条の改正は、番号利用法において、個人番号を含む特定個人情報については従来の個人情報とは分けて取り扱う必要があるため、用語の定義を定めるものでございます。

資料の5ページから6ページにかけての第7条から第8条の3については、特定個人情報の収集、利用及び提供は、番号利用法により規定されているため、第7条及び第8条から特定個人情報に関する事項を除く改正を行い、第7条の2では収集の制限、第8条の2では利用の制限、第8条の3では提供の制限について、それぞれ確認的規定として特定個人情報の制限について規定を設けるものでございます。

第10条は、個人情報のオンライン結合の制限について規定していますが、特定個人情報については、番号利用法によりオンライン結合を前提として規定されているため、個人情報から除く旨の改正を行うものでございます。

資料の7ページをごらん願います。

第12条は、今回の条例改正にあわせ地方自治法の法例番号について整理するものでございます。

第12条の3は、番号利用法で規定する個人番号利用事務または個人番号関係事務を委託した場合においては、番号利用法により委託の規制を受けることとなるため、条例の適用除外となる旨を規定するものでございます。

第2章第2節の節の名称については、第1条の改正で説明した個人情報の消去と停止について、条文中に明記するための改正でございます。

第13条は、個人情報の法定代理人による開示請求についての規定ですが、特定個人情報については本人の委任による任意代理人についても請求を認めているため、所要の改正を行うこととし、第14条に規定している法定代理人についても同様に改めるものでございます。

資料の8ページをごらん願います。

第21条の改正は、第1条の改正で説明した個人情報の訂正請求から消去と停止を除くための改正であり、第21条の2では消去の請求、第21条の3では停止の請求について、それぞれ要件を規定するものでございます。

資料の9ページをごらん願います。

資料の9ページから10ページにかけての第22条及び第23条は、請求の具体的手続及び決定等についての規定であり、訂正請求、消去請求、停止請求ともに同一の請求手続及び決定であるため、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

第29条は、個人情報保護審議会の所掌事務について規定したもので、今回の条例改正にあわせ整理をするため、所要の改正を行うものでございます。

資料の11ページをごらん願います。

第30条は、他の制度との調整についての規定であり、個人情報は他の法例により開示を行うこととする調整規定を定めていますが、特定個人情報については、番号利用法第29条により調整規定を適用しない旨定められていることから、第4項として、条例により開示を行う旨を規定するものでございます。

次に、第2条歌志内市個人情報保護条例の改正ですが、第2条の改正は特定個人情報を記録した情報提供等記録について、用語の定義を定めるものでございます。

第8条の2の改正は、情報提供等記録については目的外利用が一切禁止となるため、特定個人情報の利用の制限の例外を規定した第2項から情報提供等記録を除く旨を規定するものでございます。

資料の12ページにかけての第21条の4は、情報提供等記録については利用提出請求等が認められていないため、第21条の2、第21条の3を情報提供等記録の適用除外とする規定を設けるものでございます。

第23条の改正は、情報提供等記録を訂正したときは、必要に応じて総務大臣及び情報紹介者、または情報提供者に通知することが求められるため、第3項に規定する個人情報の訂正から情報提供等記録の訂正を除き、第4項にその旨を追加するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、番号利用法の施行期日と同日である平成27年10月5日から施行し、第1号として、第8条、第8条の2、第8条の3、及び第12条の3に規定する利用及び提供に関する事項、利用事務等の適用除外の規定については、番号利用法、附則第1条第4号の規定により、平成28年1月1日から、個人番号が利用開始となるため、同日から施行し、第2号として、第2条歌志内市個人情報保護条例の改正については、番号利用法、附則、第1条第5項に規定する規定の施行日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の改正に当たってなのですけれども、先日8月31日に常任委員会が行われまして、改正のための趣旨ということで説明資料をいただきました。その中でいろいろ書いていることがあるので、それについて質疑したいと思います。

一つ目は、社会保障や税分野で事務の効率化や公平性が高まるということで書かれております。どの分野で事務の効率化が高まるのか聞きたいと思います。

二つ目ですが、国民にとっても行政手続の利便性の向上が期待されるということ書かれています。各個人で年間どれぐらいの頻度で市役所や関係機関に出向いているいろいろな手続を行っているのかと言うと、1人個人としては年間数回しか多分足を運ぶことはないのではないかなと思うのですけれども、それを考えると、住民の利便性の向上というのは余り期待できないのではないかなと思うのですけれども、その辺いかが思っているか聞きたいと思います。

三つ目ですが、特定個人情報で厳格な保護措置を講じることとしていると書かれております。これでどれぐらいの情報防衛できるのか伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1点目の事務の効率化ということでございます。

簡単に申し上げますと、今までいろいろな申請をするときに必要であったものが、マイナンバーを提示することによって必要でなくなるといったようなことが主なものでございます。

また、頻度、利便性につきましては、そこまでは押さえておりませんが、基本的に何らかの年金であれば年金の受け取りのときですとか、いろいろな例えば今後やる医療保険関係の手続といったことでありまして、頻度的にはそんなに多くはないと思いますが、必ず必要なもので

あると思っております。

それと保護措置をどれぐらいやるかということでございますが、基本的には機器の管理、この辺を例えば総務省のそういった指導とか機器の体制を整備する部分が、市町村に課せられた安全面の保護だと思っております。

そのほかには、いろいろな国のほうでやっております罰則の強化ですとか、今後、予定されておりますマイポータルと言われる情報提供等の記録の確認、これは個人誰でもがどういったときにマイナンバーを利用したかという記録が、自分で確認できるというようなものがございます。

等々、そういう制度面での保護措置等、先ほど言いましたシステム面での保護措置、こういうことをやって安全の確立を図るということでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 事務の効率化なのですけれども、申請がカードを出されて簡素化されるよということだと思えるのですよね。住所変更の部分を見ても、住所を変えるたびに手続が新しい住所になりますよということで通知カードを出すわけなのですけれども、これがかなり事務量の増加につながるのではないかという指摘がされております。理由としては、通知カードの裏書きなどをしなければだめだということことらしいのですけれども、紙カードでICチェックなどの情報も入っていないということなので、現行の住民票などを使って印刷機で印刷することはほとんどできないということらしいのですね。そうすると手書きで記入するか、もしくは別の機械で入力印刷するということになってくるということらしいのですよね。

そうすると、ただカードを出して、はい、カウントされましたということではなくて、こういった事務が常に二重処理として必要になってくるのではないかという話になっております。これらの手続を担う職員の方々にとっては事務の効率化ということは全く望めないのではないかと思うのですけれども、その辺どういうふうに周知されているのかお聞きしたいと思います。

あと二つ目の住民の利便性の向上なのですけれども、さっき課長言われましたように、介護保険の申請だったり年金の受け取り、いろいろあると思うのですけれども、介護申請だったり恐らく一人行っても1回、2回とかの世界だと思えるのですよね。それを利便性になるかと言うと、なかなかそういうふうにはつながらないのではないかと思うのですけれども、その辺どういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

あと三つ目なのですけれども、厳格な措置を総務省でいろいろやったりとかという機械のシステムといったことを構築して、自分たちでやらなければだめだということだと思えるのですけれども、今回の資料の中にも、国民にとっての利便性が向上されるということを言っているのですけれども、その後、情報漏洩や不正利用があった場合にはプライバシーの侵害などの問題が従来より深刻になることが予想されると言っています。

ということは、機械で100%個人情報漏洩、不正利用が本当に可能なのか、この100%大丈夫なシステムが構築されてから運用しないと、住民にとってはメリットはないのではないかと思うのですよね。逆に番号管理を自分たちですることによってデメリットが生じてくるのではないかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1点目の通知カードの裏書き等に関しましては、ちょっと所管が違いますが、基本的に私のほうでお答えしていと思いますが、先ほど言いました部分につきましては、導入初期の事務のということでございますので、それについてはいたし方ない部分

なのかなと思っております。こういった事務の効率化というのは、マイナンバーカードが配られた後の部分の利用についての事務の利便性と、効率化ということによって認識しております。

2点目の利便性の部分につきましては、介護申請は1、2回ということですが、介護申請だけでなくいろいろな面で使えるということになっております。例えば、うちで予定しているのは、乳幼児の医療の関係、重度の医療の関係ですとか、あと国の制度でいきますと生活保護ですとか、国民健康保険とか、人生におきましては何らかの形でそういう部分で必ず行くようなことであるということと考えております。

最後の情報漏洩の部分の機械で100%ということ、なかなか100%というのは非常に難しいと思いますが、そういう部分に向けていろいろなことが考えられる部分に対応していくということでございます。そういった機械の部分、プラス機械の部分よりもまた人間の操作する部分ですから、人間が操作部分のそういった節度ある対応の仕方とか、こういうものについてはそれぞれの市町村でもそうですけれども、いろいろな決まりを再確認し、職員の研修等を行ないながら、そういうことのないような部分で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 通知カードの関係でございます。

通知カードにつきましては、住民票を有する全ての方に送付されるわけですが、皆さんに送られた後、たとえば住所の変更、転入なり転居なり、こういうものが行われた場合、その窓口で転入、転居で住所が変わるといことがございますけれども、その際には通知カードの裏に裏書きすることになりますけれども、本市としては、プリンターを買いまして、プリンターで裏書きを住所の変更をしていくということで、事務の効率化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 答弁は似たような形になると思うのですが、住民の利便性なのですけれども、その1回、2回で、その人がいろいろなものにかかってくれば、年間何回も足を運ぶことになるかもしれないのですけれども、1回の申請で済めば別にそんな大きな、こういった12桁の番号を持って歩く必要も多分ないでしょうし、今までの手続で多分問題はないのではないかなと思うのですよね。国が進めてますので、それに従って多分やるという形の答弁になってしまうような気がするのですけれども、その辺住民の利便性の向上と考えると、なかなかそういうふうには何かつながってこないような気がするのですけれども、もう一度その辺の答弁をいただきたいと思えます。

あと先ほど申請の件で小玉課長に答弁していただきましたけれども、プリンターを買って印刷してやると、これ自体がもう経費もかかるし、業務の二度手間とかという形になるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 女鹿議員おっしゃいますマイナンバーでの部分ということの一つに、利便性という部分でございますが、利便性というのは目的の一つでございます。そのほかには税務関係の手続等、また、災害対策の部分というほうでも使うということでございますので、トータルすればいろいろなところで関係が出てくるものでございますので、その辺御理解願いたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 経費がかかるのではないかとということですけれども、もちろん経費は当然ある程度の部分がかかってくると思います。ただ、やはり法律に基づいてこの事務を進めていかなければならないということで、必要最小限の経費はいたし方ないと思いますし、やはり使う方に支障がないようにしていかなければならないということで、必要最小限の経費ということで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） マイナンバー制度がこれから導入されるに当たりまして、一層個人情報の問題が今後相当重要な課題となってくると私は認識しております。そこで、今、女鹿議員も質疑していましたが、漏洩の問題が一番、何と言っても問題だと思います。

そこで、やはり一つには、先ほど総務課長がちょっと気になる答弁をしているのですが、100%難しいような答弁がありました。私はその100%難しいのではないかとではなく、100%漏洩しないことをするのが行政というふうに認識するのですよ。

そこで、当市においての漏洩に対する管理システムですね、やはりこれはどのような形でどうするか、やはり一つの流れが、もうできていると思うのですよ。それについて1点、まず御答弁いただきたいということ。

それから、提案理由の中で、市が保有する特定個人情報について適正な取り扱い等についてというところがあります。これについて適正な取り扱いとは、どのようなものなのか、やはり市としての定義ですね、これは重要なことですから、やはり定義について示していただきたいなど。条例の中ではいろいろ書いてあります、定義について私は、やはり所見を伺っておきたいと、この2点について。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 個人情報の部分でございます。基本的には100%を目指すという考えで先ほどもお答えしたつもりでございます。市のほうの部分でいきますと、今、システム的には機関係という総合行政システムというのが入っているのですが、それと情報系というインターネットの部分、この辺を、今機械で分離する作業にかかっております。そういうことで、システムのほうは安全面を高めていくということでございます。

次の御質問と重なると思いますが、基本的には、各私のところで持っておりますセキュリティポリシーという情報の取り扱いに関する規定がございますので、この辺に沿った運用をしてまいりたいと考えてございますが、基本的にはやはり、先ほども谷議員がおっしゃいましたように、取り扱うのはやっぱり人間ですので、その辺がしっかりした考え方を持って情報漏洩の怖さとかいったものを確実に、職員それぞれが認識するということが一番大事であるというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それが定義なのかどうかという、ちょっとどういうことなのですか。やはりとにかく、もちろん当たり前の答弁を今いただいているわけですが、セキュリティだってもちろんのこと当然のことですよね、これは、私もそのぐらいのことはわかっております。ただ、問題はやはりとにかく情報が漏洩されてから、これは一大重大問題ですよ、正直言って。

だから、私、そのことについて行政としてその定義というものをしっかり持たないと、やはりそれぞれ扱うわけですから、所管では。だから、そこら辺のこの情報の漏洩については厳しさを持っていたいただきたいという背景を持って、私は質疑しているつもりなのです。副市長はう

なずいてくれて、わかっているかなと思います。だから、やはり、そのこのところをしっかりと答弁していただかないと、先ほどのだったら答弁になっていないんです、はっきり言って。やはりきちっとした答弁をしていただきたいから質疑しているのです。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 失礼しました。当市のほうで持っておりますセキュリティポリシー、これにつきまして、歌志内市が保有する情報手段に関する情報セキュリティ対策につきまして、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものを総称するものでございます。これにつきましては、本市の情報手段を取り扱う全ての職員及びさらに枠を広げまして、外部の委託業者、これまでに浸透、普及、定着させるものでありまして、安定的な規範、こういうことを定めているものがありますので、これに沿った対応を職員としてやっていくということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第40号に対し討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第40号歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をしたいと思います。

今回の条例改正は、マイナンバー制度導入によって条例改正されるものであります。

日本共産党は、マイナンバー制度に関する法案に対して国民一人一人に原則普遍的個人番号を附番し、個人情報をこれによって容易に照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化するおそれがあると懸念しております。

このマイナンバー制度は、初期投資に3,000億円ともされる巨額のプロジェクトにかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま新たな住民負担が求められ続けることを訴えてきました。

また、税や社会保障の分野では、徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないことを、たびたび追求してまいりました。そして、8月31日に行われた行政常任委員会で提出された資料には、個人情報、複数の個人情報が結びつけられるため、これまでの個人情報よりも個人識別機能が高まることから、万が一、漏洩や不正利用があった場合には、プライバシー侵害等の問題も、従来より深刻になると予想されると言っているように、マイナンバー制度の大きな問題を国や行政がみずから認めております。

このような問題を解決するには、市が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを定めることでも、そのほか所要の改正を行うことでもなく、マイナンバー制度そのものの実施を中止することが一番の解決策だと考えます。

マイナンバー制度の実施を中止したとしても、住民に何の支障も生じず莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化や適正化を図っ

て、住民の利便性を高めるために、知恵と労力を使うべきだと思っております。

よって、マイナンバー制度にかかわる今回の条例改正には賛成できません。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありましたので、賛成する議員の発言を求めます。

田村武史さん。

○2番（田村武史君） ただいまの議案第40号「歌志内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の立場で討論をいたします。

国においては、平成25年5月に社会保障番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入を決め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律が制定されました。

これに伴い、個人番号が本年10月から各個人に通知され、来年1月から利用開始されますが、万が一、漏洩や不正利用があった場合には、プライバシー侵害などの問題が深刻になることが予想されています。これらのことから、従来よりも、さらに個人情報の適切な取り扱いを確保し、必要な措置を講じるため、番号利用法の趣旨を踏まえ、その厳正な管理と適切な運用を行っていくため、歌志内市個人情報保護条例の一部を改正するものであることから、議案第40号について賛成いたします。

以上。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案40号について起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第41号歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第41号歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、手数料を徴収する事務等の区分等について所要の改正を行うため、歌志内市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の13ページをごらん願います。

第1条、歌志内市手数料徴収条例（平成12年条例第19号）の一部を、次のように改正する。

別表の6の項から28の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、本年10月5日から個人番号の通知カードが配布されることに伴い、通知カードの紛失等に伴う再交付手数料等について規定するとともに、後続の項について繰り下げるものでございます。

資料の14ページをごらん願います。

第2条、歌志内市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表の5の項を次のように改める。別表の6の項中、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を「番号利用法」に改める。

第2条は、平成28年1月1日から希望者に対して個人番号カードが交付されることとなるため、個人番号カードの発行に伴い住民基本台帳カードの交付が行われなくなるため、5の項に規定されている住民基本台帳カードの手数料等の規定を、個人番号カードの紛失等に伴う再交付手数料等についての規定に改めるとともに、6の項で引用している法律名について、所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日であり、先ほども御説明いたしましたが、第1条の通知カードについては、平成27年10月5日から、第2条の個人番号カードについては平成28年1月1日から施行するものでございます。

第2項は、住民基本台帳カードの経過措置について規定したものでございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） これも8月31日に資料をもらった分なのですけれども、マイナンバー制度にかかる個人番号の通知ということで、いろいろ資料をいただきました。

その中に、市では、個人番号の交付業務と住所や氏名などの変更を、カードに記載する業務を行うことになりましてということになっているのですけれども、これは委託しないで、市でやるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

あと送付されたカードを見て、住民が受け取ったときに、多くの方々がこのマイナンバー制度にまだ認識を持っていないという事実があるのですけれども、そういったものが送られてきたときに、市のほうにいろいろ連絡が、電話が来たりだとか、といったことも多分考えられるのですけれども、今、市のほうではどういうふうに対応するのか、話が進んでいるのか、聞きたいと思います。

あとは、10月5日に通知カードが送付されるということなのですけれども、仮に、施設に入所している方々、今、住所ではないところに住んでいる方々もいらっしゃると思うのですけれども、そういった方々に、きちんとこのカードが届くのかどうなのかをお聞きしたいと思います。

送って、もし、本人確認がとれなくて戻ってくるとかということも、多分考えられると思うのですけれども、そのときはどういうふうに追求して本人にカードを渡すのかということも、どういうふうにするのかお聞きしたいと思います。

最後に、先ほど、議案第40号で、私、反対討論をさせていただいたのですけれども、手数

料ですね、カードが交付になることで、いろいろ紛失したりとかということがかかってくるものなのですけれども、根本的にマイナンバー制度を行わないでカードを送付しなければ、紛失するとかという話にも多分ならないのではないかなと、私は思うのですけれども、その辺どういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿議員に申し上げますけれども、初めの二つは、議案第40号に対する質疑と受けとめます。最後の3番目、手数料に関する質疑だけを受けたいと思います。

理事者答弁、小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 施設の方々の関係でございますけれども、施設の方、それから長期に入院されている方々、そういう方も送られるときに自宅にいらっしやらないということも想定されております。これについては事前に周知しておりますけれども、9月25日までに、事前にこちらのほうに申し出ていただければ、そこら辺の対応をしていくというふうになっております。

それから、送って、戻ってきた場合の対応ですね、当然簡易書留で送ることになりますけれども、通知カードについては、その中で受け取りができなかったということで戻ってくるという可能性はあると思います。その場合、どれぐらい戻ってくるかということもありますけれども、まず、戻ってきた部分を分析し、例えば、電話で連絡するなりなんなり、そういうことで本人に連絡をとって、何とか届くような形で配布していきたいというふうに思っております。

それから、手数料、こういうマイナンバーをしなければ手数料が要らないのではないかというお話ですけれども、どちらにしても、法律に基づいて事務を執行するというのでございまして、当然実費相当分かった部分については、応分の負担をしていただきたいということで手数料の条例改正をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議 案 第 4 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第42号歌志内市寡婦住宅管理条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第42号歌志内市寡婦住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市寡婦住宅の解体除却に伴い、歌志内市寡婦住宅管理条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市寡婦住宅管理条例を廃止する条例。

歌志内市寡婦住宅管理条例（昭和52年条例第35号）は廃止する。

これは提案理由でも御説明のとおり、字中村5番地16に設置していた寡婦住宅を解体除却したことにより、寡婦住宅がなくなったため、本条例を廃止するものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第43号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第43号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体のうち、新規に加入する団体及び脱退する団体が生じたことに伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の15ページをごらん願います。

別表の一部事務組合（石狩）の項中、「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

これは道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が、平成27年3月31日に解散により脱退したこと、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日に解散により脱退すること、また、十勝広域消防事務組合が新たに加入することに伴い、規約のうち、組合の組織団体名にかかる関係箇所について変更するものでございます。

附則。

第1項は施行期日で、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行し、ただし、別表の（十勝）の項の改正規定のうち、とちか広域消防事務組合を加える改正規定以外は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、北海道市町村職員退職手当組規約を、縦書きから左横書きに改めることを規定したものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第44号北海道市町村総合事務組規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第44号北海道市町村総合事務組規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組を組織する団体のうち、新規に加入する団体及び脱退する団体が生じたことに伴い、北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次のページの本文に参ります。

北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の16ページ

をごらん願います。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「道央地区環境衛生組合」を削り、同表、渡島総合振興局（17号）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り「十勝中部広域水道企業団」の次に「十勝広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）

1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「道央地区環境衛生組合」「南渡島青少年指導センター組合」「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り「十勝中部広域水道企業団」の次に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

これは北海道市町村総合事務組合規約を組織する団体に、とちかち広域消防事務組合が加入し、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が解散により脱退すること。また、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合の解散及び池北三町行政事務組合の消防事務廃止による構成市町の継承により音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、及び浦幌町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入のため、北海道市町村総合事務組合を組織する市町村及び一部事務組合名を列記している別表第1、及び別表第2の関係箇所を整理するものであります。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「道央地区環境衛生組合」「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平28年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議案第45号から議案第46号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第45号と日程第16 議案第46号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第45号、議案第46号の決算認定につきまして、一括御提案申し上げます。

なお、議案第46号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

議案第45号平成26年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、平成26年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、平成26年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成26年度歌志内市営神威岳観光特別会計歳入歳出決算、平成26年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の5会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

1、平成26年度各会計決算の概要。

平成26年度の決算については、住民生活の安全確保、住民福祉の充実及び教育環境の向上を基本としながら、効率よく市の活性化を図ることを念頭に、限られた財源、財産を効果的に活用し、適切な事業の実施に努めました。

また、長期的視野に立ち、計画的な財政運営を目指すため、財政調整基金へ2億9,000円の積み立てを行いました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下5会計における歳入歳出決算の総額は、歳入52億9,798万9,000円、歳出50億7,738万1,000円で、2億2,060万8,000円の黒字となりました。

前年度と比較し、歳入で4億3,784万3,000円、7.6%の減、歳出で4億4,345万7,000円、8.0%の減となりました。

各会計別の収支は、一般会計で1億4,712万4,000円の黒字、国民健康保険特別会計で7,232万6,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計で115万8,000円の黒字となりました。市営公共下水道特別会計及び市営神威岳観光特別会計については、一般会計繰出金により収支の均衡を図っております。

2、歳入歳出の状況。

(1) 一般会計。

歳入増となった主な科目は、繰越金3,659万6,000円（対前年度比25.7%）、道支出金1,316万4,000円（同9.1%）、地方消費税交付金は933万5,000円（同24.9%）市税885万4,000円（同4.0%）で前年度を上回りました。

その内訳としては、繰越金は公民館改修事業繰越明許費等の増、同支出金は治山事業費補助

金等の増、地方消費税交付金は社会保障財源化分の増となっております。

一方、減となった主な科目は、諸収入2億3,759万9,000円、(対前年度比△44.0%)、市債2億1,132万4,000円(同△32.5%)で、前年度を下回りました。

その内訳としては、諸収入は空知産炭地域振興助成金の減、市債は過疎地域自立促進特別事業等の借入額の減となっております。

歳出(性質別分析)では、投資的経費が2億8,143万2,000円(構成比6.4%)、義務的経費が21億3,852万円(同48.2%)、その他の経費が20億1,306万6,000円(同45.4%)となっております。

前年度との比較では、投資的経費が2億6,705万8,000円(対前年度比△48.7%)の減、義務的経費が195万3,000円(同△0.1%)の減、その他の経費が7,254万9,000円(同3.5%)の減となりました。

投資的経費の減は、観光施設活性化推進事業に対する新産業創造等事業助成金の減によるもので、義務的経費の減は、市債の償還終了に伴う公債費の減、その他の経費の減は、東光最少処分場閉鎖基金の積立金の減などによるものです。

(2) 特別会計。

4会計合わせて歳入総額は7億1,784万7,000円で、前年度と比較して6,462万6,000円(対前年度比△8.3%)の減で、その主な要因は、市営公共下水道特別会計における繰入金の減及び国民健康保険特別会計における前年度繰越金の減によるものです。

歳出は、投資的経費が5,716万2,000円(対前年度比△38.5%)、義務的経費が3億3,288円(同△3.0%)、その他の経費が2億5,432万1,000円(同△18.0%)、総額6億4,436万3,000円で、前年度と比較して1億189万7,000円(同△13.7%)の減となっており、義務的経費の減の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の減、その他の経費の減の主な要因は国民健康保険特別会計における空知中部広域連合負担金の減によるものです。

3、財政構造(普通会計ベース)。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は90.8%(前年度85.8%)、財政力の強弱を示す財政力指数は0.105(同0.107)、公債費比率は5.8%(同5.7%)です。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は10.9%(同11.4%)です。

4、投資的事業(1件1,000万円以上)。

旧埋立処分場改修(事故繰越)、小規模治山工事、改良住宅屋根改修、市営住宅解体除却、歌志内中学校屋上防水改修、旧中学校体育館解体除却、公民館非常用発電機取替(繰越明許)、リフト整備、電気設備改修。

3ページの5、各会計補正予算、以下の説明につきましては、省略させていただきます。

以上が、平成26年度各会計決算の概要でございます。

よろしくお願いたします。

○議長(川野敏夫君) 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長(加津武君) 議案第46号平成26年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

平成26年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度歌志内市病院事業会計決算につ

いて、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、平成26年度歌志内市病院事業決算書により御説明いたしますので、病院事業決算書の9ページをお開き願います。

平成26年度歌志内市病院事業報告書でございます。

朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成26年度歌志内市病院事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項。

本年度は、国の「公立病院改革プラン」による病院経営の改善等を踏まえ、平成21年3月に策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」を病院運営の指針とし、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

また、医師体制においても、嘱託医師を含めた医師の固定化により、診療体制に支障が出ないよう努めてまいりました。

経営面では、公営企業会計制度の改正等に伴い、繰入金項目を見直したことにより一般会計からの繰入金が減となる一方、支出においても電気料金の値上げによる経費の増や消費税改正に伴う増、さらには制度改正によるリース資産の減価償却開始に伴う減価償却費の増などが収支状況に大きく反映されました。

患者動向による収入状況では、外来収益にあつては患者数の減少から厳しい経営を強いられましたが、入院収益にあつては、入院患者数は減少となるも、診療報酬に反映される医療必要度の高い入院患者の受け入れ等で効率よく運営されたことから、前年度実績を上回るようになりました。

結果として、当年度収支で1,976万1,000円の純損失が生じ、累積欠損金は8億4,875万3,000円で本年度の事業運営を終えたところであります。

(ア) 患者の状況。

年間延べ入院患者数は2万153人(1日平均55.2人)で、前年度より675人(同1.9人)の減少。また、外来患者では1万5,037人(1日平均61.4人)で、前年度より1,017人(同4.4人)の減少であります。

(イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)。

本年度の財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び19ページ以降の附属書類により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が5億8,369万6,000円で、内訳は、医業収益が4億3,884万1,000円、医業外収益が1億4,027万6,000円、特別利益が457万9,000円であります。総事業収益を前年度と比較しますと1,717万8,000円の減であります。その内訳は、医業収益の入院収益が465万7,000円の増、外来収益が534万5,000円の減、その他医業収益が83万9,000円の増で、医業収益総体では15万1,000円の増であります。医業外収益は、他会計補助金が2,451万7,000円の減、負担金交付金が85万3,000円の減、長期前受金戻入が公営企業会計制度改正に伴い311万9,000円皆増、その他医業外収益が34万3,000円の増、医業外収益総体では2,190万8,000円の減であります。また、特別利益についても制度改正に伴い457万9,000円の皆増となった者であります。

一方、総事業費用は6億345万7,000円で、内訳は、医業費用が5億7,002万8,

000円、医業外費用が1,917万7,000円、特別損失が1,425万2,000円であります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと1,241万5,000円の増で、その内訳の主なものは、医業費用の給与費が2,057万2,000円の減、経費が366万9,000円の増、減価償却費が制度改正に伴う1,190万7,000円の増で、医業費用総体では599万6,000円の減であります。医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が62万1,000円の減、雑損失が478万円の増で、医業外費用総体では415万9,000円の増であります。特別損失は、制度改正に伴う前年度分賞与引当金取崩相当額として1,425万2,000円の皆増であります。

(資本的収入及び支出)。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び23ページの附属書類の消費税及び地方消費税込みの金額で御説明いたします。

総収入額は7,729万7,000円で、内訳は、企業債が510万円、出資金が6,355万4,000円、他会計繰入金が864万3,000円であります。総支出額は、総収入額と同額の7,729万7,000円で、内訳は、建設改良費が1,374万3,000円、企業債償還金が6,355万4,000円であります。

以上、病院事業会計の平成26年度事業概況でございます。

議案第45号と議案第46号の決算の認定につきまして、一括御提案申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長(川野敏夫君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第45号平成26年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第46号平成26年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 市長にちょっとお聞きしたいと思います。

平成26年度の決算の内容についてなのですが、この決算が来年の予算につながってくる大きな決算だと思っております。その中で、いろいろ市の行政、厳しいものがあつた中で2億幾らかの黒字ということの評価できるのでないかなと思います。

そんな中で、市長の中で自分のやりたかったこと、思ったことがどれぐらい平成26年度にできたのでお聞きしたいと思います。

また、逆に、ここがちょっと足りなかったかなという何か反省的なところがあればお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長(川野敏夫君) 村上市長。

○市長(村上隆興君) 平成26年度予算につきましては、取り立てて特別大きな政策というものはありませんでしたが、市民の皆さんから、それぞれの立場で要望をされたこと、それは今後継続していく事業にもなりますけれども、ひとつ皆さんに喜ばれると言いますか、健康増進、あるいは健康寿命を延ばすということも含めて、まず一つできたのではないかなと思っております。

私の公約があるわけですが、これらの4年間という任期の中でお約束したことを一つでもクリアして、お約束した内容については皆さんに全て終わったと言っていたらいいかな、そういう考え方でおります。

しかしながら、御承知のとおり総合計画というものが今年度策定しております、平成28年度から新しいまちづくりも含めて実行していくという計画が進んでおります。こういうものを含めて、ある意味準備といいますかアイドリングをする部分と、それから一步一步まちづくりをその年度におけるまちづくりというものを進めていくという、この両方のものがあつたのかなと思いますけれども、いずれにしても、第5次基本計画でなかなか手をかけられなかった、そういう部分もこの4年の中で、平成26年度の中でも進めていくことができたのかなと思っております。

いずれにしても、市内それぞれの所管が年度の中で解決していかなければならぬ、そういう提案、それから市民の皆さんの御要望、そういうものが平成26年度予算の中ではある程度できたのではないかなと、このように思っております。

基本的には、ただお金を残すだけというそういう考えではなくて、財源の確保とあわせて、すべきことはできたのかなという、そういう思いでおります。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろ住民の方々が結構、消費税増税だったりだとか、年金の支給額の引き下げがいろいろあつたりだとか、あと介護保険事業が変わったり、生活保護の規定がちょっと変わってきたりだとか、いろいろ見直しがされてきて、住民負担とか、給付の引き下げだとかいろいろある中で、生活が苦しくなっていると思うのですよね。

その中で、福祉制度では国がやるべきことを結構地方自治体に押しつけてきていると実態もある中で、市長も重々承知していただいていると思うのですけれども、さっき言ったような住民の方々の生活がだんだん苦しくなっているという実態を含めて、今回の決算で今後どういうふうにしたほうがいいかという何か政策的なものとか、何か具体的なもの、ヒントになったものが平成26年度の中であつたかどうか聞きたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 基本的には、国の制度として行われているもの、今おっしゃるような地方のほうへの押しつけという、そういうものの見方もあるわけですが、それはそれとして、やはり自治体として住民にどのようなサービスが提供できるか、いつも言っておりますけれども、背伸びをしないで身の丈に合った、そういう政策というものを打つべきと。それで少しでも市民の皆さんの生活の中で、住んでいてよかったと言われるようなまちづくりにつながっていききたいと、このようには思っております。

いずれにしても、歌志内は非常に財政的に厳しい環境が続いてきたわけでありまして、ようやく財政的にも落ち着きを取り戻してきたという表現を使わせていただいておりますけれども、そういう中で、住民の負担を少しでも軽減できればと、そういう政策がなおかつ子育てですとか、あるいは高齢者対策とか、そういうものにつながっていけばいいなという思いで、実際に行ってきたのが給食費の助成ですとか、あるいは人口減少対策の一つとして、健康寿命を延ばしていただきたいという思いで予防接種、高齢者に対するもの、あるいはこれからのものですが、小中学生を含めた若い方々に対するもの、要するに歌志内でできるサービス、こういうものをほかのまちと差別化しながら、これからも進めていききたいと、そういうものを24、25、26とつなげていく中で、歌志内がほかのまちと差別化されたまちづくりにつながっていかばいいなと、そういう思いでおります。

みんなと同じことをやるというのではなくて、歌志内が歌志内の人口の内容、いわゆる年齢構成も含めて歌志内独自のものがあってもいいのではないかと、そういう思いであります。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号及び議案第46号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

議 案 第 4 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第17 議案第47号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第47号の一般会計補正予算について御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、財政課長から御説明いたします。

議案第47号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,889万3,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第47号の一般会計補正予算について御提案申し上げます。

事項別明細書については、財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費3目広報広聴費19節負担金補助及び交付金185万9,000円の増額補正は、本町第2町内会館の改修に伴う補助金で、外壁等の経年劣化及び玄関トイレ等の段差解消のための改修工事費の60%相当を助成するものでございます。

なお、定例会資料の18ページに、町内会から提出されました要望書の写しを掲載いたしましたので御参照願います。

13目諸費23節償還金利子及び割引料28万1,000円の増額補正は、平成26年度生

活保護費道費負担金等の精算に伴う道支出金返還金でございます。

3項1目とも戸籍住民基本台帳費219万4,000円の増額補正は、マイナンバー制度導入に伴う個人番号カード等の交付にかかる経費で、13節委託料4万6,000円は個人番号カード等券面印刷機の6カ月分の保守委託料、18節備品購入費75万6,000円は個人番号等券面印刷機の購入費、19節負担金補助及び交付金139万2,000円は個人番号カード等関連事務の委任にかかる交付金であります。

なお、本件につきましては、歳入の国庫支出金において財源措置をしております。

次に、3款民生費1項社会福祉費4目国民年金費13節委託料28万1,000円の増額補正は、国民年金保険料免除申請様式の見直し等にかかるシステム改修費用で、歳入の国庫支出金において同額を計上しております。

2項老人福祉費1目老人福祉事業費19節負担金補助及び交付金4万9,000円の増額補正は、歌神市街老人クラブ再結成に伴う同老人クラブへの運営費補助であります。

3項1目とも生活保護費13節委託料35万5,000円の増額補正は、生活保護基準の一部改正に伴うシステム改修費用で、歳入の国庫支出金において財源措置をしております。

5項児童福祉費、7ページに参りまして、1目児童福祉総務費11節需用費12万6,000円の増額補正は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業にかかる消耗品の増で、歳入の国庫支出金において同額を計上しております。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費13節委託料75万2,000円の増額補正は、中学生以下の季節性インフルエンザ任意予防接種にかかる医療機関への委託料で、接種料の全額を助成するものであります。

次に、6款農林費1項1目とも農畜費13節委託料55万円と19節負担金補助及び交付金64万円の増額補正は有害鳥獣捕獲頭数の大幅増に伴う運搬業務委託費用と、駆除事業に対する猟友会への交付金の増であります。

なお、定例会資料の19ページに、猟友会から提出されました要望書の写しを掲載いたしましたので御参照願います。

次に、8款土木費2項道路橋梁費3目橋梁維持費13節委託料492万円の減額補正は、二校振興橋及び二校橋の調査設計委託料の入札減、15節工事請負費112万円の増額補正は、国庫補助事業の事業費調整に伴う振興橋改修工事費の増でございます。

次に、10款教育費5項社会教育費4目公民館費1,191万3,000円の減額補正は、10月1日から公民館をコミュニティセンターに転用することに伴い、事業別に予算を組みかえるため公民館一般経費を減額するものであります。その内訳は、1節報酬108万8,000円、7節賃金349万1,000円、8節報償費4万円、11節需用費548万7,000円、12節役務費24万4,000円、9ページに参りまして、13節委託料153万8,000円、16節原材料費2万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

7目コミュニティセンター費1,206万4,000円の増額補正は、新たに設置するコミュニティセンターの管理運営にかかる経費について、コミュニティセンター一般経費として予算計上するものでございます。

その内訳は、1節報酬108万8,000円、7節賃金349万1,000円、8節報償費4万円、11節需用費563万7,000円、12節役務費24万4,000円、11ページに参りまして、13節委託料153万9,000円、16節原材料費2万5,000円を、それぞれ増額するものでございます。

次に、14款1項とも職員費、1目職員給与費は財源区分の変更でございます。

次に、15款1項、13ページに参りまして、1目とも予備費295万7,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

12款使用料及び手数料1項使用料5目教育使用料2節公民館使用料37万円の減額補正と、5節コミュニティセンター使用料37万円の増額補正は、公民館をコミュニティセンターに転用することに伴う使用料の組みかえでございます。

2項手数料1目総務手数料3節住民手数料2,000円の増額補正は、マイナンバー制度にかかる通知カード及び個人番号カードの再交付手数料でございます。

次に、13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金3節個人番号カード交付事業費等補助金151万8,000円の増額補正は、歳出の総務費で予算措置いたしました個人番号等交付事業にかかる補助金でございます。

2目民生費補助金3節セーフティネット支援対策等事業費補助金57万1,000円の減額補正は、同補助金が廃止され新たに創設されました生活困窮者就労準備支援事業等補助金に移管されたため、減額するものでございます。

5節子育て世代臨時特例給付金給付事業費補助金12万6,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました子育て世帯臨時特例給付金給付事業にかかる補助金であります。

6節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金67万6,000円の増額補正は、セーフティネット支援対策等事業からの移管事業分と、歳出の民生費で予算措置しました生活保護システム改修にかかる補助金でございます。

4目土木費補助金3節社会資本整備総合交付金210万円の減額補正は、橋梁改修事業の入札減に伴う事業費の減によるものでございます。

3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金28万1,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました国民年金システムの改修にかかる委託金でございます。

次に、19款諸収入5項雑入3目1節とも過年度収入54万9,000の増額補正は、平成26年度障害者自立支援給付費道費負担金の精算に伴う追加交付でございます。

8目雑入3節電気水道料収入は、公民館とコミュニティセンターにかかる電気水道料収入の組みかえによる増減で、総額に変更はございません。

以上で、議案第47号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上会期中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、所管の行政常任委員会に付託の上会期中の審査にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

行政常任委員会審査のため、明日9月9日を休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、9月9日を休会とすることに決定いたしました。

なお、行政常任委員会は、9月9日に委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。来る9月10日本会議を開きますので、所定の時間に御参集願います。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時19分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 本 田 加 津 子